

# ○公益財団法人東京都医学総合研究所実験動物施設運営委員会要綱

平成 23 年 3 月 16 日  
22 医研本第 1474 号

改正 平成 24 年 3 月 13 日 23 医学研庶第 1642 号

(目的)

**第 1 条** この要綱は、公益財団法人東京都医学総合研究所（以下「所」という。）動物実験指針（以下「指針」という。）第 8 条第 1 項及び第 3 項に基づき、所に設置される実験動物施設運営委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関する必要な事項について定めることを目的とする。

(委員会の任務)

**第 2 条** 委員会は、所長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議又は調査し、所長に報告・意見具申又は助言を行う。

- (1) 実験動物施設運営要綱の制定又は改廃に関すること。
- (2) 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に対する指導助言に関すること。
- (3) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (4) 動物実験等及び施設等に係わる自己点検・評価に関すること。
- (5) その他、適正な実験動物施設運営のために必要な事項に関すること。

(委員会の組織)

**第 3 条** 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副所長
- (2) 研究推進課長
- (3) 実験動物施設管理者
- (4) 動物実験管理者
- (5) 所長が指名する者若干名

(委員の任期等)

**第 4 条** 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第 5 条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は所長が指名するし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会務を主催する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

**第 6 条** 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者を委員会に出席させ意見又は説明を聴取することができる。
- 4 委員は、動物実験計画の内容その他職務上知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

(専門委員会)

**第7条** 委員会に、必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、研究推進課において処理し、委員会の開催に関する議事録等の作成及び保管等を行うものとする。

(要綱の改廃)

**第10条** この要綱の改廃は委員会において審議し、運営会議の議を得て所長が決定して理事長に報告する。

#### 附 則

- 1 本要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 実験動物施設運営委員会要綱(平成21年3月31日付20医研臨第1389号)は廃止する。

附 則 (平成24年23医学研庶第1642号)

本要綱は、平成24年4月1日から施行する。